

別紙

諮問第581号

答 申

1 審査会の結論

「解答用紙 適性検査Ⅰ」ほか1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成29年度都立中入試における〇〇中等教育学校の得点開示について 報告書の得点開示、適Ⅰ、Ⅱの得点開示、答案の写し等」の開示請求に対し、東京都教育委員会が平成29年3月6日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

適性検査Ⅰ、Ⅱの一部開示につき、得点のないものを開示するのではなく、得点のある所を開示してほしいため、全開示を求める。返答の写しについて専門家で点数化したところ、あまりに疑問点が多く、正確性に欠ける。得点のないものだけを開示し、得点のあるところは全て非開示にする理由が分からず、正当な点数なら開示できる。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書、補充理由説明書及び口頭における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 非開示箇所

ア 適性検査Ⅰ 解答用紙

問題 1 から問題 3 までの解答中、採点途中に係る採点者の記述及び採点記録箇所

イ 適性検査Ⅱ 解答用紙

(ア) ② 問題 1 から問題 3 までの得点表示欄及び採点途中に関する採点者の記述

(イ) ③ 問題 1 から問題 3 までの得点表示欄及び採点途中に関する採点者の記述

(2) 非開示理由

上記(1)に示す非開示箇所について、非開示理由は以下のとおりである。

実施機関は、出題の基本方針を作成及び公表しており、当該方針に基づき、適性検査問題を作成している。実施機関は受検生に対し、様々な事象や資料から必要な情報を読み取り、分析した内容に対して、自分の考えを的確にまとめて相手に分かりやすく表現することを求めているため、各問において記述式問題を多く採用している。そのため、採点に当たっては、様々な解答を想定し、詳細な採点基準を設けている。現段階においても受検技術を開発する業者等により情報が収集・集約され、採点基準について推測されているが、非開示とした内容を開示すると、採点基準の分析が更に精緻化・加速化することが考えられる。こうした情報を特定の個人や業者が入手することは、受検生が受検対策を図る上で極めて有利に働くこととなり、受検技術に基づく偏った学習をする者が高得点を取ることが可能となる。結果として出題範囲や採点基準の裁量が狭められ、選択式問題では判定できない受検生の分析力、思考力、判断力、表現力や問題解決の過程等を評価しようとする目的で出題している記述式問題の意義そのものが損なわれることが危惧される。

また、受検生の力を適正に測るために、こうした受検対策のみでは容易に対応できない問題を作成する必要が生じ、作問業務の負担が増大する。

さらに本件の開示は、他の受検生からの同種の開示請求を誘発し、適性検査に対する関心の高さや昨今の業者の動向等の現状に鑑みると、開示請求への対応や開示された情報に対する過剰な問合せ・苦情が殺到することが容易に推測される。

適性検査の作問や開示請求、問合せ等への対応は、授業や生徒指導、学校行事などの通常の学校運営に係る業務と並行して行われるため、これらの業務の負担が増大することは、通常の学校運営業務への著しい支障につながるおそれがある。そし

て、こうしたおそれは入学者を決定するための検査を実施する都立学校においてはどの学校でも想定されるものであるため、本件の開示は、他の都立学校における業務の支障を生じさせるおそれがある。

以上の理由から、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月10日	諮問
平成29年 8月23日	新規概要説明（第179回第一部会）
平成29年 9月11日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 9月27日	実施機関から説明聴取（第180回第一部会）
平成29年10月27日	実施機関から補充理由説明書收受
平成29年10月31日	実施機関から説明聴取（第181回第一部会）
平成29年11月22日	審議（第182回第一部会）
平成29年12月20日	審議（第183回第一部会）
平成30年 1月30日	審議（第184回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都立中等教育学校入学者決定事務について

(ア) 入学者決定事務について

東京都立中等教育学校とは、中学1年から高校3年までの6年間を通じて一貫したカリキュラムにより教育を行う学校である。平成29年度の入学者決定事務は、「東京都立学校の管理運営に関する規則」（昭和35年東京都教育委員会規則第8号）並びに東京都教育委員会が年度ごとに作成する「平成29年度 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱」（平成28年4月5日付28教学高第59号。以下「要綱」という。）及び「平成29年度 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定要領」（平成28年11月22日付28教学高第1487号）に基づき、各学校で生徒募集要項を定め、実施している。一般枠基準における入学者の決定は、要綱5項2（2）に、報告書と面接、作文、適性検査、実技検査のいずれかを適切に組み合わせて実施すると定められており、実施機関においては、「平成29年度 東京都立〇〇中等教育学校 生徒募集要項」（平成28年〇月〇日付28〇〇第〇号。以下「要項」という。）6項に、報告書、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱの結果を総合した成績を用いると定められている。

(イ) 適性検査について

公立の中等教育学校においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）110条2項により、学力検査を行わないものと定められているため、教科に特化せず、一般常識や総合的な思考力、表現力を問う適性検査を実施している。

なお、適性検査の合計得点については、要綱12項に定められている本人得点を開示する手続（以下「本人得点开示」という。）により、条例の定めによらず、得点の開示を請求することができる。

イ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、平成29年度東京都立〇〇中等教育学校検査において、審査請求人の子が記入した、適性検査Ⅰの解答用紙（以下

「本件対象保有個人情報1」という。)及び適性検査Ⅱの解答用紙(以下「本件対象保有個人情報2」という。)である。

なお、本件開示請求は、未成年者である子の法定代理人が本人に代わって請求したものである。

ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2のうち、記述式問題の解答欄に記載がある設問における、採点者が採点基準に沿って評価した内容、部分点及び設問ごとの得点(以下「本件非開示情報」という。)を、条例16条6号に該当するとして非開示とする一部開示決定を行った。

エ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

オ 本件非開示情報の条例16条6号該当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、採点者が採点基準に沿って評価した内容、部分点及び設問ごとの得点が記載されていることが確認できた。

実施機関によれば、独自に定めた教育目標や教育理念等、学校の設立の趣旨に賛同し、その趣旨にかなう生徒を適切に選考するため、正解を問う学力検査ではなく、記述式問題を多く採用した適性検査を実施しており、適性検査においては、受検生の自主的、自発的な解答から、選択式問題では判定できない受検生の分析力、思考力、判断力、表現力や問題解決の過程等を評価し、学校の設立の趣旨に適している受検生を的確に把握するため、実施機関が独自に採点基準を作成し、採点を行っているとのことである。

そこで、審査会がこの点について検討したところ、本件非開示情報を開示することにより、採点において採点者が重視した内容が個別に判明するなど、具体的な採点基準が推測され、基準に沿った画一的な解答を受検生が事前に準備するこ

とが可能となり、その結果、適性検査により受検生の能力を的確に判断することが困難となり、入学者決定事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも